

贈与税の配偶者控除

Q : 妻への自宅の贈与には特典があるようですが、どのような内容になっているのですか。

A : 贈与財産の価額から基礎控除のほかに2,000万円を控除してくれます。

【解説】

結婚して20年以上経つ夫婦には、贈与税の特典が与えられます。この規定を「贈与税の配偶者控除」といい、婚姻期間が20年以上の夫婦に1回限り、2,000万円の居住用不動産が無税で贈与できることとなっています。この贈与税の配偶者控除のポイントは次のようなところですよ。

- ① 結婚した日から贈与の日までの期間がマル20年以上であること
- ② 贈与財産は、国内にある居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③ 贈与された配偶者が、翌年3月15日までにその居住用不動産に住んでいること
- ④ この特例の適用を受ける旨の贈与税の申告書を税務署に提出すること

なお、この2,000万円というのは取引時価ではなく、相続税評価額によるのですが、通常は、相続税評価額の方が時価より低いため、金銭を贈与するよりも不動産を贈与した方が有利になります。

また、非課税とされる金額は、2,000万円が限度ですが、贈与税の非課税枠110万円が別枠であるため、合計2,110万円までが非課税で贈与することができます。

